



宮 崎 県 公 報

令和元年7月29日(月曜日) 第25号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(港湾課) 1

告 示

○道路の区域の変更……………(道路保全課) 1

○道路の供用の開始……………(“) 1

○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法…(“) 1

○車両制限令第3条第4項に定める道路の指定及

び同令第10条第2項に定める通行方法……………(道路保全課) 2

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(経・顧・販・調課) 4

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 4

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(“) 4

○土地改良区の役員の就退任の届出(3件)……………(農村整備課) 4

○落札者等の公告(3件)……………7

公安委員会規則

○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………7

規 則

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第10号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例(平成31年宮崎県条例第18号)附則第1号に掲げる規定の施行期日は、令和元年8月1日とする。

告 示

宮崎県告示第204号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年7月29日から同年8月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
31	県道	都城霧島公園線	都城市高野町2956番7から同市同町2956番7まで	旧	9.6~13.3	44.0
				新	11.2~13.3	44.0

宮崎県告示第205号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年7月29日から同年8月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
31	県道	都城霧島公園線	都城市高野町2956番7から同市同町2956番7まで	令和元年7月29日

宮崎県告示第206号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道 268号	えびの市大字湯田字古川59番1地先から同市大字永山字樋ノ木 940番1地先まで
県道小林えびの高原牧園線	小林市細野字北八反 423番1地先から同市南西方字平川1182番1地先まで
県道宮崎島之内線	宮崎市橋通東2丁目1番地先から同市旭1丁目82番2地先まで
県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町下那珂字中溝2599番1地先から同市同町下那珂字山崎8026番地先まで
	宮崎市佐土原町東上那珂字戸樋上 14064番1地先から同市同町東上那珂字馬場田 14776番3地先まで
県道稲葉崎平原線	延岡市古川町 609番3地先から同市大貫町1丁目2965番1地先まで
県道飯野松山都城線	都城市梅北町5811番23地先から同市同町 169番地先まで
県道延岡インター線	延岡市野地町5丁目2673番1地先から同市天下町 190番2地先まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 通行方法

1に掲げる道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせるとともに、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮崎県告示第 207号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第4項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車(以下「国際海上コンテナ車」という。)の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として次の道路を指定し、併せて、同令第10条第2項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区 間
国道 218号	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字境ノ園85番2地先から同郡日之影町大字七折字末市 13990番1地先まで
	西臼杵郡日之影町大字七折字布平 13395番2地先から延岡市北方町蔵田字小原辰 421番1地先まで
	延岡市北小路13番13地先から同市昭和町1丁目10番8地先まで
国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂字戸樋上 14064番1地先から同市同町下那珂字山崎8026番地先まで
国道 222号	日南市春日町1番4地先から同市吾田東4丁目1456番1地先まで
国道 268号	えびの市大字湯田字古川59番1地先から同市大字永山字樋ノ木 940番1地先まで
県道小林えびの高原牧園線	小林市細野字北八反 423番1地先から同市南西方字平川1182番1地先まで
県道宮崎インター佐土原線	宮崎市吉村町下別府乙34番11地先から同市同町松熊甲4740番41地先まで
	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原3392番1地先から同市同町下那珂字馬場下3462番3地先まで
県道宮崎島之内線	宮崎市橋通東2丁目1番地先から同市吉村町下別府乙34番11地先まで
県道都城東環状線	都城市五十町4652番1地先から同市梅北町 169番地先まで
県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町下那珂字中溝2599番1地先から同市同町下那珂字山崎8026番地先まで
	宮崎市佐土原町東上那珂字戸樋上 14064番1地先から同市同町東上那珂字馬場田 14776番3地先まで

県道日知屋財光寺線	日向市大字日知屋字椎木ケ花 14822番4地先から同市同大字字前畑 16760番地先まで
県道稲葉崎平原線	延岡市古川町 609番3地先から同市大貫町1丁目2965番1地先まで
県道宮崎空港線	宮崎市大字赤江字飛江田 226番3地先から同市大字本郷南方字田元 223番5地先まで
県道飯野松山都城線	都城市梅北町 10437番1地先から同市同町169番地先まで
県道延岡インター線	延岡市野地町5丁目2673番1地先から同市天下町 190番2地先まで

2 指定する期日

令和元年7月31日

3 通行方法

次の通行方法によらなければならない。

(1) 交差点における左折に当たっての誘導

ア 第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる位置に所在する交差点を左折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第17号に規定するものをいう。以下「他の車両等」という。)との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
国道 218号	西臼杵郡日之影町大字七折	日之影町道西深角岩戸線
県道小林えびの高原牧園線	小林市細野	県道小林えびの高原牧園線
県道宮崎島之内線	宮崎市川原町	県道宮崎島之内線
県道日知屋財光寺線	日向市大字日知屋	県道日知屋財光寺線
県道飯野松山都城線	都城市梅北町	県道飯野松山都城線
宮崎市道佐土原駅那珂線	宮崎市佐土原町東上那珂	国道 219号

イ 第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる位置に所在する交差点を左折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、夜間通行の上、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
県道宮崎インター佐土原線	宮崎市佐土原町下那珂	県道佐土原国富線
県道宮崎島之内線	宮崎市橋通2丁目	県道宮崎島之内線
日之影町道西深角岩戸線	西臼杵郡日之影町大字七折	国道 218号

(2) 交差点における右折に当たっての誘導

ア 第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる位置に所在する交差点を右折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
国道 218号	西臼杵郡日之影町大字七折	日之影町道西深角岩戸線
国道 219号	宮崎市佐土原町東上那珂	宮崎市道佐土原駅那珂線
県道小林えびの高原牧園線	小林市細野	県道小林えびの高原牧園線
県道宮崎島之内線	宮崎市川原町	県道宮崎島之内線
県道日知屋財光寺線	日向市大字日知屋	県道日知屋財光寺線
県道飯野松山都城線	都城市梅北町	県道飯野松山都城線
日之影町道西深角岩戸線	西臼杵郡日之影町大字七折	国道 218号

イ 第1欄に掲げる道路から第2欄に掲げる位置に所在する交差点を右折して第3欄に掲げる道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないように、夜間通行の上、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第1欄	第2欄	第3欄
県道小林えびの高原牧園線	小林市南西方	県道小林えびの高原牧園線
県道宮崎島之内線	宮崎市橋通2丁目	県道宮崎島之内線

線	目	線
県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町下那珂	県道宮崎インター佐土原線

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和元年7月16日	特定非営利活動法人うゑりんぐケアセンター宮崎	政野 信市	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山1321番地2	この法人は、高齢者や身体障害者の方たちが安心して過ごせる地域社会を実現するために、大きな施設では味わえない家庭的な雰囲気、利用する側の立場に立った環境を提供して、地域福祉サービス活動を行い、宮崎県内の福祉及び健康の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)宮崎大塚貸店舗
宮崎市大塚町2999番8号 他
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成31年3月25日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課

、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年7月29日から令和元年8月29日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ドラッグコスモス浮之城店
宮崎市吉村町天神前甲 142番地3
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成31年4月2日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和元年7月29日から令和元年8月29日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ボンベルタ橘
宮崎市橘通西三丁目10番32号 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
令和元年5月13日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和元年7月29日から令和元年8月29日まで

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、えびの市土地改良区(えびの市)の役員の就任及び退任について

次のとおり届出があった。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	山口長徳	えびの市大字栗下80番地1
理事	内山俊一	えびの市大字末永1929番地2
理事	常森賢二	えびの市大字榎田99番地1
理事	木下喜一	えびの市大字大河平2827番地3
理事	東脇正	えびの市大字大明司1171番地1
理事	東蕨安美	えびの市大字上江1924番地3
理事	鞍津輪彰	えびの市大字池島488番地
理事	鶴内浩俊	えびの市大字末永2490番地
理事	川口三雄	えびの市大字末永1180番地2
理事	栗下政雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理事	山下正成	えびの市大字東長江浦360番地
理事	田内四朗	えびの市大字東川北362番地
理事	宮園良春	えびの市大字昌明寺155番地
理事	田方説夫	えびの市大字内堅227番地
理事	岡田佐月	えびの市大字岡松877番地1
理事	上井正秀	えびの市大字島内566番地
理事	福永好博	えびの市大字内堅1163番地
監事	前田勝己	えびの市大字坂元21番地3
監事	境田博之	えびの市大字内堅249番地1
監事	菅田正博	えびの市大字西長江浦1783番地ロ

(任期：令和3年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	山口長徳	えびの市大字栗下80番地1

理事	内山俊一	えびの市大字末永1929番地2
理事	常森賢二	えびの市大字榎田99番地1
理事	木下喜一	えびの市大字大河平2827番地3
理事	東脇正	えびの市大字大明司1171番地1
理事	東蕨安美	えびの市大字上江1924番地3
理事	鞍津輪彰	えびの市大字池島488番地
理事	鶴内浩俊	えびの市大字末永2490番地
理事	川口三雄	えびの市大字末永1180番地2
理事	栗下政雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理事	山下正成	えびの市大字東長江浦360番地
理事	田内四朗	えびの市大字東川北362番地
理事	宮園良春	えびの市大字昌明寺155番地
理事	田方説夫	えびの市大字内堅227番地
理事	岡田佐月	えびの市大字岡松877番地1
理事	上井正秀	えびの市大字島内566番地
理事	福永好博	えびの市大字内堅1163番地
監事	前田勝己	えびの市大字坂元21番地3
監事	境田博之	えびの市大字内堅249番地1
監事	菅田正博	えびの市大字西長江浦1783番地ロ

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高城町土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	川上正郎	都城市高城町大井手2618番地1
理事	東光義	都城市高城町石山2758番地11
理事	福嶋善久	都城市高城町石山2356番地5

理事	飯盛 茂	都城市高城町石山1712番地1
理事	末廣 健司	都城市高城町石山2387番地イ
理事	池澤 孝一	都城市高城町石山1596番地
監事	馬渡 早	都城市高城町石山1947番地
監事	天神原 八重子	都城市高城町石山1147番地1
監事	諏訪 幸雄	都城市高城町石山2708番地

(任期：令和5年4月30日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	富吉 満徳	都城市高城町石山2724番地1
理事	福嶋 幸治	都城市高城町石山2358番地
理事	広池 正美	都城市高城町石山2715番地イ
理事	萩原 修	都城市高城町石山3130番地8
理事	岩崎 正信	都城市高城町石山3652番地1
監事	嶋田 幸基	都城市高城町石山1931番地2
監事	瀬戸口 操	都城市高城町石山1528番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、勝岡土地改良区(三股町)の役員の時任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河野 俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	田上 富雄	北諸県郡三股町大字蓼池1304番地1
理事	黒坂 勉	北諸県郡三股町大字蓼池347番地6
理事	田口 正一郎	北諸県郡三股町大字蓼池1339番地イ号
理事	重久 邦仁	北諸県郡三股町大字蓼池1345番地
理事	田口 達久	北諸県郡三股町大字蓼池1339番地

理事	田中 昭夫	北諸県郡三股町大字蓼池1475番地
理事	立山 護	北諸県郡三股町大字餅原957番地2
理事	下沖 静雄	北諸県郡三股町大字蓼池632番地8
理事	黒木 守春	北諸県郡三股町大字宮村2766番地1
理事	今村 興一	都城市神之山町1978番地2
監事	下村 勉	北諸県郡三股町大字蓼池1300番地3
監事	竹田 辰文	北諸県郡三股町大字蓼池678番地3
監事	西田 保子	北諸県郡三股町大字蓼池1475番地

(任期：令和5年6月11日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	重久 邦仁	北諸県郡三股町大字蓼池1345番地
理事	瀬戸 厚男	都城市神之山町2365番地
理事	橋口 征男	北諸県郡三股町大字蓼池1467番地
理事	田口 善征	北諸県郡三股町大字蓼池1333番地7
理事	田口 達久	北諸県郡三股町大字蓼池1339番地
理事	田中 昭夫	北諸県郡三股町大字蓼池1475番地
理事	立山 護	北諸県郡三股町大字餅原957番地2
理事	黒坂 勉	北諸県郡三股町大字蓼池347番地6
理事	下沖 静雄	北諸県郡三股町大字蓼池632番地8
理事	黒木 守春	北諸県郡三股町大字宮村2766番地1
監事	今村 興一	都城市神之山町1978番地2

監 事	田 上 富 雄	北諸県郡三股町大字蓼池1304番地 1
監 事	嘉 藤 收	北諸県郡三股町大字樺山4632番地

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ア 移動書庫 1階から3階まで 82台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東
2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヨシダヤ 宮崎県宮崎市青葉町 119番地1
- 5 落札金額
52,796,700円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和元年5月30日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- イ 移動書庫 4階から7階まで 50台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東
2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
有限会社みうら商店 宮崎県宮崎市大字瓜生野70番地3
- 5 落札金額
50,536,200円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和元年5月30日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和元年7月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ウ 移動書庫 8階及び9階 88台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東
2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和元年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
企業組合ライオン堂 宮崎県宮崎市橋通西3丁目1番7号
- 5 落札金額
57,508,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和元年5月30日

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月29日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

宮崎県公安委員会規則第4号**宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第3（第10条関係）		別表第3（第10条関係）	
路線名	区 間	路線名	区 間
[略]		[略]	
一般国道 268号	えびの市大字小田字権太夫 605番1地先から えびの市大字永山字樋ノ木 940番1地先 まで	一般国道 268号	えびの市大字湯田字古川59番1地先からえ びの市大字小田字権太夫 605番1地先まで
[略]		[略]	
県道稲葉崎平原 線	[略]	県道稲葉崎平原 線	[略]
[略]		県道稲葉崎平原 線	延岡市古川町 609番3地先から延岡市大貫 町1丁目2965番1地先まで
[略]		[略]	

県道北方インター線	[略]	県道北方インター線	[略]
[略]		県道延岡インター線	延岡市野地町5丁目2673番1地先から延岡市天下町190番2地先まで
県道宮崎島之内線	[略]	[略]	
[略]		県道宮崎島之内線	[略]
県道南俣宮崎線	[略]	県道宮崎島之内線	宮崎市橘通東2丁目1番地先から宮崎市旭1丁目82番2地先まで
[略]		[略]	
県道飯野松山都城線	[略]	県道南俣宮崎線	[略]
県道都城東環状線(都城志布志道路)	[略]	県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町東上那珂字戸樋上14064番1地先から宮崎市佐土原町東上那珂字馬場田14776番3地先まで
[略]		県道佐土原国富線	宮崎市佐土原町下那珂字中溝2599番1地先から宮崎市佐土原町下那珂字山崎8026番地先まで
宮崎市道一ツ葉通線	[略]	[略]	
[略]		県道飯野松山都城線	都城市梅北町5811番23地先から都城市梅北町169番地先まで
延岡市道昭和通線	[略]	県道都城東環状線(都城志布志道路)	[略]
[略]		県道小林えびの高原牧園線	小林市大字細野字北八反423番1地先から小林市大字南西方位平川1182番1地先まで
		[略]	
		宮崎市道一ツ葉通線	[略]
		宮崎市道佐土原駅那珂線	宮崎市佐土原町東上那珂字山神11994番1地先から宮崎市佐土原町東上那珂字馬場田14834番1地先まで
		宮崎市道飛江田空港線	宮崎市大字赤江字飛江田226番3地先から宮崎市大字赤江字飛江田281番1地先まで
		[略]	
		延岡市道昭和通線	[略]
		延岡市道本小路通線	延岡市大貫町1丁目2965番1地先から延岡市東本小路96番2地先まで
		延岡市道亀井通線	延岡市北町2丁目3番8地先から延岡市北小路14番1地先まで
		[略]	

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。